様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年3月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	安曇野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1/105703.html

執行機関名　安曇野市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年安曇野市条例第90号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母子等及び父子家庭の父子)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年安曇野市条例第90号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母子等及び父子家庭の父子)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年条例第90号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進を図ること)を目的とする。	この条例は、児童、障害者、(母子家庭の母子等及び父子家庭の父子)が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって(福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年条例第90号) 安曇野市福祉医療費給付金条例施行規則(平成17年日規則第48号)